

別表六(八)

19欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(八)

平二十四・四・一以後終了事業年度分

試験研究費の額	1	円	平均売上金額 (別表六(九)「5」)	9	円
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	2		平均売上金額の10%相当額 $(9) \times \frac{10}{100}$	10	
比較試験研究費の額 (別表六(九)「10」)	3		平均売上金額の10%相当額を 超える試験研究費の額 (1) - (10)	11	
試験基準試験研究費の額 (別表六(九)「11」)	4		試験研究費割合 $\frac{(1)}{(9)}$	12	
			超過税額控除割合 $(12) - \frac{10}{100} \times 0.2$	13	
			平均売上金額の10%相当額を 超える試験研究費の額に る税額控除限度額 (11) × (13)	14	円
			期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	15	
			期税額控除可能額 (14) と (15) のうち少ない金額)	16	
当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	7		当期税額控除可能額 (8) の金額又は (16) の金額)	17	
当期税額控除可能額 (6) と (7) のうち少ない金額)	8		法人税額超過構成額 (別表六(二十)「29の②」)	18	
			法人税額の特別控除額 (17) - (18)	19	

※第42条の4第9項第1号「00011」

当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合

※第42条の4第9項第2号「00012」

当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が当該事業年度の平均売上金額の百分の十に相当する金額を超える場合

法 0301-0608